

新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
1007	普及指導員の任用 資格要件の拡大	農業改良助長法(昭和23年 法律第165号)第9条 農業改良助長法施行令(昭 和27年政令第148号)第3条	平成23年度中 に結論	[第20次提案等に対する対応方針(平成23年10月28日)] 平成23年8月24日に公表した「普及事業の新たな展開について(普及事業の見直し結果)」を踏まえ、普及指導員資格を有していない場合であっても、6次産業化等の新たな政策課題に対応できる専門家を普及指導員に任用できる制度の具体的内容を検討する。	特区で対応	平成23年8月24日に公表した「普及事業の新たな展開について(普及事業の見直し結果)」を踏まえ、普及指導員資格を有していない場合であっても、6次産業化等の新たな政策課題に対応できる専門家を普及指導員に任用できる制度について、法制的な論点を精査中。	農林水産省

「全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」として
 「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価・調査委員会の評価意見等に関する今後の政府の対応方針」において措置される事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
946	介護予防サービス計画の策定に係る外部委託制限の撤廃	介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の23第3項 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第12条第5号 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第38号)第13条25号	平成23年度中に結論	[第20次提案等に対する対応方針(平成23年10月28日)] 平成22年11月にとりまとめられた社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」において、要支援者に対するケアプラン作成業務については、「地域の実情に応じて柔軟に業務委託できるようにすべき」との意見が出されていることを踏まえ、地域包括支援センターにおける介護予防サービス計画(ケアプラン)作成業務の委託件数制限のあり方について検討し、平成23年度中に結論を得る。	全国で実施	社会保障審議会介護給付費分科会における議論等を踏まえ、居宅介護支援事業所への介護予防サービス計画の策定の委託制限(1人8件)を撤廃する旨を盛り込んだ省令改正を行った。	厚生労働省
947	児童デイサービスにおける学校送迎	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)	平成23年度中に結論	[第20次提案等に対する対応方針(平成23年10月28日)] 障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から児童デイサービスを廃止し、就学児を対象とする放課後等デイサービスが創設されることになっている。送迎加算を含む放課後等デイサービスに係る報酬については、平成24年度予算編成課程において検討する。	全国で実施	障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から児童デイサービスを廃止し、就学児を対象とする放課後等デイサービスが創設されることになっている。障害福祉サービス等の報酬については、平成23年11月に厚生労働大臣政務官を主査とする報酬改定検討チームを設置し、公開の場で議論したところである。送迎に関することを含む放課後等デイサービスに係る報酬については、検討チームにおいて平成24年1月31日にとりまとめられた「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」において、「放課後等デイサービスが創設され、放課後等の支援に重点化されたことを踏まえ、(中略)学校と事業所との間の送迎を行った場合を報酬上評価する。」とされており、その内容を踏まえて平成24年3月に報酬告示を公布したところである。	厚生労働省

規制所管省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
411 812	公立大学法人の業務範囲の拡大（附属学校の設置・運営）	学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条、同附則第5条 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第21条、第70条	平成24年度中を目処に速やかに検討	〔第20次提案等に対する対応方針（平成23年10月28日）〕 教育委員会制度の趣旨である中立性、継続性、安定性の関係や、義務教育費の国庫負担との関係、構造改革特区の地域特性の関係等、多岐にわたる課題について検討・整理を行い、その結果を踏まえ対応する。	検討中	平成24年度中を目処に速やかに教育委員会制度の趣旨である中立性、継続性、安定性の関係や、義務教育費の国庫負担との関係、構造改革特区の地域特性の関係等、多岐にわたる課題について検討・整理を行い、その結果を踏まえ対応する。	総務省 文部科学省
942	基準病床数を算定する際の加減算についての権限付与	医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項、第5項及び第6項 医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の2 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の30及び第30条の31 医療法第30条の4第2項第11号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等（昭和61年厚生省告示第165号）	全国知事会と適宜調整の上、平成24年度中を目途に結論	〔第20次提案等に対する対応方針（平成23年10月28日）〕 全国ベースの病床数の削減は国・地方共通の課題との認識。したがって、病床数の増加につながらないことや地域間の格差が過大にならないことを前提として、以下の諸点等を満たす場合、病床過剰となっている隣接の二次医療圏において、削減した病床数の一部について増床を認める特区の設置を検討する。 ・休眠病床の削減等により病床数の適正化が達成できていること ・休眠病床や過剰病床を有する二次医療圏が隣接していること ・病床数を削減する二次医療圏内の市町村長の同意を得ていること ・増床のため他に取り得る措置を着実に講じていること ・増床する医療機関の病床利用率が高率であること ・試行的に限定した範囲で実施すること 等	検討中	全国ベースの病床数の削減は国・地方共通の課題との認識。したがって、病床数の増加につながらないことや地域間の格差が過大にならないことを前提として、以下の諸点等を満たす場合、病床過剰となっている隣接の二次医療圏において、削減した病床数の一部について増床を認める特区の設置を検討し、全国知事会と適宜調整の上、平成24年度中を目途に結論を得る。 ・休眠病床の削減等により病床数の適正化が達成できていること ・休眠病床や過剰病床を有する二次医療圏が隣接していること ・病床数を削減する二次医療圏内の市町村長の同意を得ていること ・増床のため他に取り得る措置を着実に講じていること ・増床する医療機関の病床利用率が高率であること ・試行的に限定した範囲で実施すること 等	厚生労働省
943	特例病床の許可に際して必要な厚生労働大臣への協議の廃止	医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第7項 医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の3及び第5条の4 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の32の2第1項	全国知事会と適宜調整の上、平成24年度中を目途に結論	〔第20次提案等に対する対応方針（平成23年10月28日）〕 特例病床に関して、救急医療・周産期・がん等、客観的なデータに基づき必要な病床数を算定できるものについては、あらかじめ算定式を都道府県へ示して、その算定式に則っている場合は審査を簡略化することについて検討する。	検討中	特例病床に関して、救急医療・周産期・がん等、客観的なデータに基づき必要な病床数を算定できるものについては、あらかじめ算定式を都道府県へ示して、その算定式に則っている場合は審査を簡略化することについて検討し、全国知事会と適宜調整の上、平成24年度中を目途に結論を得る。	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
944	認知症対応型共同生活介護事業所への障害者受入れ	障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第43条第2項 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	平成24年度中を目途に結論	[第20次提案等に対する対応方針(平成23年10月28日)] 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において、障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法」(仮称)の制定に向けて必要な検討が行われ、平成23年8月30日に骨格提言が出された。 今後は、この骨格提言を踏まえ、平成24年常会への法案提出を目指すこととしているが、今回の提案についても、この状況を見ながら検討していく。	検討中	障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において、障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法」(仮称)の制定に向けて必要な検討が行われ、平成23年8月30日に骨格提言が出された。 今後は、この骨格提言を踏まえ、平成24年常会への法案提出を目指すこととしているが、今回の提案についても、この状況を見ながら検討していく。	厚生労働省
945	訪問介護の充実	介護保険法(平成9年法律第123号)第70条第1項	平成26年度中を目途に結論	[第20次提案等に対する対応方針(平成23年10月28日)] 重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第72号)において、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を創設した。今後、当該制度の全国的な普及状況を把握しつつ議論を行うことが必要であり、同法施行2年後の普及状況を踏まえ対応の可否を検討する。	検討中	重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第72号)において、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を創設したところであり、同法の円滑な施行に向けて検討をすすめているところである。	厚生労働省
948	就労継続支援B型の対象者要件の緩和	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日付障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第2-3-(5)-①	平成25年中結論	[第20次提案等に対する対応方針(平成23年10月28日)] 就労継続支援B型については、その利用の実態について調査を行い、その結果等を踏まえ検討する。	検討中	平成22年6月29日の閣議決定された「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」にて「福祉的就労の在り方について、(略)、平成23年内にその結論を得る。」とあるため、この結論を踏まえて、平成23年内に結論を得ることとしたところであるが、制度全体との整合性の中で設計されることとなるため、現時点において、この要件についてのみ結論を出すことはできない。 については、平成24年度予算案において計上した障害者就業・生活支援センターによる就労系障害福祉サービスの利用にかかるアセスメント及びその後の相談支援事業者との協議等にかかる課題を検討・整理するためのモデル事業を平成24年度中に実施し、その結果等を踏まえ平成25年中に結論を出すこととする。	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
1224	高速道路の占用の緩和	道路法(昭和27年法律第180号)第32条、第33条 道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条	平成23年度中に結論	〔第20次提案等に対する対応方針(平成23年10月28日)〕 道路構造及び交通の安全に与える影響を勘案し、太陽光発電設備の占用許可対象物件への追加の可否を検討しており、平成23年度中に結論を得る。	検討中	道路構造及び交通の安全に与える影響を勘案し、太陽光発電設備の占用許可対象物件への追加の可否を検討しており、平成23年度中に結論を得る。	国土交通省
1225	企画割引(周辺施設とのセット券)のための国営明石海峡公園における入園料の減額	都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の3、第18条 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第20条第2項 都市公園法施行規則(昭和31年建設省令第30号)第11条第2項 会計法(昭和22年法律第35号)第2条	平成24年度に検証	〔第20次提案等に対する対応方針(平成23年10月28日)〕 管理受託者の協力を得た上で、国営明石海峡公園において、入園料と周辺施設とのセット券の導入についての社会実験を実施し、入園料の減額による企画割引導入に係る課題について検証する。	検討中	入園料と周辺施設とのセット券の導入についての社会実験を平成24年度に実施することについて、そのやり方も含め、管理受託者と協議中。	国土交通省